

第121号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞



目次

1. 労働基準法－17（第8章 災害補償）
2. 厚生年金脱退一時金でのトラブルから
3. 江田島市中国人技能実習生殺人事件をめぐって
4. ケラメイコス 定窯白磁碗
5. 本の紹介 楽園のカンヴァス 原田マハ著
6. 今月の言葉

労働基準法－16

（第8章 災害補償）

外国人技能実習生を中心として

前回の第41条適用除外の次から当分外国人技能実習生に関係の少ない内容が続くので省略して第8章災害補償を見ていきます。この災害補償の細かな内容は労働者災害補償保険法に委任されていますが、どのような補償がなされるかの項目は残されています。

労災保険では治療費や休業補償にとどまらず、死亡したら母国の遺族に対して、また重い障害を負った場合には一時金や年金が支給されます。年金で支給される場合には帰国した後も一生送金されることとなります。当然、退職した後でも支給した内容は引き続き給付されますし、手続きをしないまま退職した後でも事故があった日から2年以内であれば手続きをすることが出来ます。

（補償を受ける権利）

第八十三条 補償を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。

次に労働基準法と労働者災害補償保険法との大きな違いが一点あるのでそこを見ておきます。それは通勤災害についてです。下記の条文で明らかなように労働基準法は「業務上」との文言しかありませんが、労働者災害補償保険法には「業務上の事由又は通勤による」となっています。

（療養補償）

第七十五条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

【労働者災害補償保険法】

第一条 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

補償を受けるうえでは大した違いはないのかもしれませんが労基法が通勤災害を対象としていないため就業規則の定め方如何によっては重大な問題が発生することもあります。一つは休業補償についてです。労基法では事故発生日から平均賃金の60%の補償を義務付けていますが、労災保険では最初の3日間は待機期間として4日目からしか補償はなされません。従って労働災害であれば最初の3日間については会社が保障する必要がありますが、通勤災害については会社はこの期間の保障をする必要がないことになります。

次は解雇の問題です。労基法は第19条で業務上災害と産前産後の期間中とその後30日間は解雇を禁止していますが、通勤災害についてはこの解雇制限は対象とはされていないので、解雇されてもどうしようもないこととなりますが、労災補償保険による給付等は継続して受給できます。

外国人であっても災害時の補償が受けられるのは日本人と変わりはないのですが、そのあたりの知識や情報を持っていなかったり、不平を言うと不利益を蒙る恐怖感からあきらめられているケースが沢山あると推測されます。日本人も同じだといってしまえばその通りかもしれません。これまで技能実習生ではすぐに帰国させられたという例をいくつか聞いたことがあります。直接関係を持ったのは腰や背中を痛めた程度の簡単なもので、日系人については前腕骨折の例が2件あったので紹介します。

一つは外国人の問題にかかわりだしたころの話で、夫婦で来日し農業への派遣で働いていた日系フィリピン人女性が仕事場の一つである畑の傍で転倒して右前腕を骨折したものでした。会社は労災保険への申請をしておらず、勤務を休めば賃金カットを行っていました。賃金は労働日数時間に関わりなく月8万円というもので最低賃金にも満たないという状況でした。日本に来てそんなに時間の経過していない時期の事故でした。来日した経緯を聞くと、フィリピンにある日系人協会らしい団体を通して日本の派遣会社に就職して来日しており、渡航費用や当座の生活費は借金している状況でした。来日前受領している労働契約書と来日後のものは大きく内容が異なっており、交渉の中で派遣会社に確認するとこのような契約書は見たことが無いとのことでした。来日後もらっているものと同じ会社印が押されていました。こうした状況で来日しているのが通常なのかもしれません。

2つ目は、職場内でフィリピン人から暴行を受けて流産したフィリピン人女性からの相談を切っ掛けに、同じ会社に勤める10数名のフィリピン人の相談を受けている中で、昼食を食べるため帰宅途中自転車で転んで左前腕部を骨折したというものでした。時効まで1か月を切っていた状況であったためすぐ監督署に手続をとりました。ここも派遣会社から派遣されており、医療費については3割部分を派遣会社が負担していました。派遣会社は社会保険に加入させておらず、国民健康保険への加入指導もしていません。労災事故や私傷病を問わず大きな怪我や病気になると派遣会社の通訳が国民健康保険に加入手続きを取るという形です。その結果、家族の国民健康保険料と住民税が2年遡って請求されるという問題が発生しました。流産した女性も同様の扱いでした。また1か月ほど前には、農業で働いている日系フィリピン人の男の子が仕事中に怪我をして労災申請がないまま治療中との連絡もありましたが、父親が労災申請しないと知っているとのことでした。理由は「会社が怖い」の一言に尽きるようでした。この会社は評判の悪い会社のように残業代も支払われておらず会社の扱いに耐えかねて入れ替わりが激しいと聞いています。数十名のフィリピン人がいるらしいのですが相談に来る気になるのを待っています。

怖さを振り切って団結して会社に適正な扱いを申し入れなければ何も解決せず、同じような会社を渡り歩かざるを得ないといえます。日系フィリピン人の多くは辺鄙な場所で働いており社会保険はもちろん雇用保険も加入させてもらえない現実があります。当然のこと日本語も読めず、会社もそのあたりの面倒を見ていないため様々な不利益を蒙っています。ひどい例では、国民健康保険や住民税の滞納による差し押さえの書類が届いていても何かわからず放置されていることもありました。

労働災害の問題や残業代また解雇の問題は日本人も同様の悲哀を味わっていても問題にすることは決して多くはありません。「早く忘れて次の職場を探そう」となってしまう。問題にしなければ何も改善されませんが、実際、何が問題なのか、どこに相談すればいいのか分からないというのが現実ではないでしょうか。

厚生年金脱退一時金でのトラブルから

厚生年金脱退一時金は日本人には関係なく、厚生年金に加入しながらも受給権を得る前に帰国する外国人の保険料の掛け捨てを防止するため設けられています。従って帰国したあと母国から請求すれば納付した保険料の一部が還付されるというものです。日本と社会保障協定を締結した国の人たちは、日本で加入して支払った保険料は母国で支払ったのと同じ効果を発揮するので脱退一時金は関係ありませんが、締結されている国はアメリカやイギリスなどの16か国しかなく、技能実習生達の出身国とは締結されていません。

昨年の夏以降、フィリピンに帰国した技能実習生から厚生年金脱退一時金に関する問い合わせが幾つか舞い込んできました。年金センターの手續に時間がかかるのを待ちきれないものもありました。相談して来た人達は、残業代の問題で勇気を出して会社に申し入れをした人たちなど私と親密な関係にあった人達やその友人でした。一件を除けば同じ協同組合に属していました。こうしたトラブルがどの程度あるのか何とも言えませんが相談先もなく諦めている人たちも少なくないと考えられます。これまでの状況を簡単に報告します。

昨年24年7月から現在(3月9日)まで脱退一時金が振込まれないとの相談が5件と脱退一時金で徴収された20%の源泉徴収税(4万円前後)の還付請求依頼が2件4人分です。

まず相談がどのような形であるかという点と全てフェイスブックを通じての連絡です。直接私にある場合と誰かを介して連絡がある場合とありますが、最初の一件を除けば直接私に連絡がありました。

年金の相談となると年金事務所に出向いて調べてもらうこととなりますが、そのためには基礎年金番号と正確な氏名と生年月日とどこに住んでいたかなどが必要になるため脱退一時金申請書と添付した書類一式のコピーを送ってもらっています。これらが絶対に必要というわけではありませんがあつた方が話がしやすいといえます。但し、絶対に必要な書類は私に対する委任状です。

最初の相談の時、街角の年金センターに行くと、東京のセンターに連絡してくれて書類不備があつたため遅れており、来月振り込む予定になっているとのことで簡単に解決しました。次に相談のあつた件も簡単に解決はしましたが、問題がないともいえない状況でした。年金保険料の納付期間がないとして不支給決定通知書が本人たちに送られていました。この不支給決定通知書は私の所に送られてきておらず、相談に行つて初めて分かりました。年金センターでは保険料納付済み期間のある本人と同じ名前前の基礎年金番号があるのを把握しており、本人に問い合わせの手紙を出したが回答が白紙で帰ってきたので不支給決定したとのことでした。本人に確認したとこ

ろもう一つ手帳があることが判明し、この基礎年番号が確認できたので再度申請することなく支払い手続きを取ってもらうことが出来ました。技能実習生が二つの年金手帳を持つことなどありえないはずですが、この協同組合では同じような問題がほかでも発生していました。研修生の時に免除申請した年金手帳を会社に渡さなかったためのトラブルと考えられます。この協同組合は残業代を巡ってもトラブルの絶えないところですし、技能実習生の帰国時には、脱退一時金で引かれる源泉所得税の還付請求は某氏に連絡すると30%の手数料でやってくれると伝えていました。以前からこうした話は聞いていましたが、今回このあたりの状況が判明しました。こうした行為は報酬を得て行くと税理士法違反となってしまいますが、協同組合が最後まで面倒を見ないとすればある面では必要悪と考えざるを得ないのでしょうか。こうした人たちは送金には裏銀行を使用しているかもしれませんので確実に本人たちにお金が届いているかという問題もあります。また一方では、脱退一時金の手続きも、源泉徴収税の還付請求も無料で手続きしてくれる協同組合もあると聞いています。ここれが本来のあり方と考えたいのですが、どの程度の協同組合がこうしたところまで世話をしているのでしょうか。

同じ脱退一時金の問題で年金センターの怠慢としか言えないものが1件ありました。これは昨年24年の7月初めに年金センターに書類を送付した人の例です。私に連絡があったのが今年の2月6日でした。この人は送付した書類のコピーをとっていなかったため基礎年金番号も分からず。フェイスブックで送ってきた署名の無い委任状を持って相談に行きましたが、書類自体に不備はないが、住んでいた市役所に連絡すると該当者がいないとのことで照会状を出すようにしているとのことでした。7カ月も経過して放置しっぱなしです。すぐ本人に確認すると申請書に書いたのは最初に住んでいたところで、その後近くに引っ越しているとのことでした。新しい住所を連絡すると市役所に確認し、確認できなければ照会状を出すとのことで終わってしまいました。翌日本人が外国人登録証を写真に撮っていたのを思い出して裏表を送ってくれたので、それを持ってすぐ行くと、年金センターにファックスしてくれました。これがあれば市役所への確認は不要だろうとのことでした。それでも年金センターが市役所に確認し、市役所で確認できなければ照会状が行くまで待つようにとのことでした。年金センターの怠慢もありますが、それ以上になぜ市役所で本人の存在が確認できなかったのか不思議で仕方ありません。外国人登録証にはアルファベットで本人の名前と、最初の住所、移転後の住所も記載されています。ただ、年金手帳にはカタカナで氏名が記載され、一部読み方が違っていました。Reginaldoが「レヒナルド」と表記されていました。しかし年金センターも市役所もともにアルファベットの名前が分かっているのに該当者確認できないとは不思議な話です。厚生年金の資格取得届にはカタカナで氏名を記載するため会社がいい加減な読み方をすると同じように本人の確認が市役所でできないという問題も出てこないとも限りません。

脱退一時金については、送出し機関が手数料をとって代行していると聞くため、私たちが帰国前に、顔見知りの技能実習生に対しては一緒に書類作成をしたり、教会で中心となっているフィリピン人達が指導をしてくれています。年金センターが本人の口座に送ってくれるので面倒がないのですが、所得税の還付請求は日本国内に納税代理人を選定し、その人を通じて手続きします。当然、還付金は納税代理人の口座に入るので、送金手続きが発生します。書類作成自体ごく簡単なのですが、送金となると慣れないものにとっては面倒くさいものとなります。私としては特別な例を除けば引き受ける気持ちはありませんが、書類の作成は手伝うので帰国前に租税代理人を友人や後輩たちになってもらうよう指導するのがいいのかと考えています。

江田島市中国人技能実習生殺人事件をめぐって (平成25年3月14日)

フィリピン人技能実習生達とは常日頃接してきていますが、中国人の技能実習生とは間接的にごくわずかの係わりがあっただけで、両国の肌合いはだいぶ違っていました。しかし抱えている問題には違いはありません。この事件の新聞報道を見ているうちにいろいろ疑問に思うところもあります。技能実習生達は、この制度の抱える矛盾の中で押し潰されかかっており、心の中には言葉では言い表せないマグマが存在しています。今後の捜査を待たなければ何とも言えませんが、「日頃の叱責に対しての経営者への恨み」が原因で済まされてしまうでしょう。制度の廃止も取りざたされますが、他の制度に切り替えたり、単純労働者を受け入れることになっても技能実習生が抱える言葉では言い表せない様々な問題が解消されることはあり得ないのではないのでしょうか。制度上の問題よりも受け入れ機関のコンプライアンスまた人権意識が改善されない限りどうしようもない問題といえます。

今回の新聞報道で詳しく知りたいこと、疑問に思うことなどまとめてみました

【技能実習生制度上の疑問】

(1)過去の殺人事件との共通項

木更津の技能実習生は養豚業、熊本は農業そして今回は水産業で、いずれも労働基準法第41条の労働時間や休日の適用除外に該当する職種です。平たく言うと休日を与えずに、割増賃金は支払わなくてもいいという職種で、ひところ世間を賑わせた名ばかり管理職と同じ立場にあります。技能実習生の場合、適用除外に該当しない労働契約が結ばれていると思いますが実態はどうだったのでしょうか。

(2)9月に雇い入れていることについて(来日は5月)

通常研修先が変わるといえることはあり得ず、以前の会社にどのような問題が発生したのか。職業選択の自由がなく、会社や協同組合の指示に従わざるを得ない技能実習生にとっては研修先が変わることは大きな心労を与えることとなります。

(2)中国人技能実習生が一人しかいなかったことについて

この会社では3名まで受け入れが可能です。また以前は中国人の技能実習生を受け入れており、そのためには中国に出向いて面接するなど力を入れていたとのこと。技能実習生は継続的に必要な労働力であったと考えられますがどのような理由で受入を中止していたのでしょうか。

(4)住居について

加害者は作業場の2階に住んでいましたが、どのような環境だったのでしょうか。またゆっくり休養することが出来たのでしょうか。

(5)この制度について同業者のコメント

「他の経営者が大声で怒鳴る姿も目立つ。悩む実習生もいるだろう。」(呉市60代の生産者女性)、「技術の習得が本来の目的だが、経営者も技能実習生も出稼ぎ感覚でとらえている面がある」(草津港の水産会社社長(63)) こうした実態がセクハラやパワハラに結び付きやすいのではないのでしょうか。一人の人間と意識できれば問題はありますが、使い捨て感覚で怒鳴られたら最悪のパターンとなります。

【労働条件への疑問】

(1)労働時間に対する賃金の支払いは正確だったか

労働時間は、午前5時半ごろ～午後4時半ごろまで、休日は日曜日のみと報道されていました。1日10時間労働となります。1週間では60時間、4週で240時間労働となります。1週間20時間の残業、4週間で80時間の残業です。正確な賃金が支払われていたのか。同じ協同組合が関係する別の会社での休憩時間は30分と技能実習生が記録しています。

(2)他のカキ打場の技能実習生の例として、夏場の仕事が少ない時は賃金が3万から4万円程度しかないとの記事

技能実習計画書でこのような研修が認められているのでしょうか。夏場は生活するだけの賃金も出ないほど労働時間が少ないと労働契約書に書いてあるのでしょうか。賃金

形態は月給であろうと、時間給であろうと。1日8時間、1週40時間が所定労働時間となっているはずですが。その時間働かせることが出来なければ、休業手当の支払いが必要になります。1年間の研修予定期間の中に休業手当の支払いが前提となっている期間があること自体そもそも何のための研修かと言わざるを得ません。

【生活上の疑問】

日本人同僚の話として「一人でいることが多く、みんなでお好み焼きを取る時も、1人だけ頼まないこともあった」とあります。これは付き合いが悪いとか打ち解けてこないとかの人格的な問題と私たちは短絡してしまいます。日本の生活レベルを前提として考えることからくる誤解といえます。母国の貨幣価値からすればかなり高額な賃金を得ることが出来るため技能実習生として来日しています。要するに「お金を貯めるために出稼ぎに来ている」との意識が非常に強く、極力食事にかかる費用を削っているのが現実です。これは技能実習生に共通しており、彼の場合、特に厳しくしていたのでしょうか。「滞在費をきりつめようと、中国にいる家族に連絡するための携帯電話やパソコンも持っていなかった」との記事もありました。通常は、パソコンで家族や仲間に連絡を取ってストレスの発散をしています。節約のためなのか、単純にそうした設備がなかったためだったのか、禁止されていたのか。孤立した状況や外国人としての不安や警戒感から同僚とはなじみにくいところもあったのかもしれませんが、「「お姉さん方、お早うございます」と、腰を折って深く頭を下げて挨拶してくれた。不満を態度に出したり、怒ったりしたことは見たことがなかった」とのコメントもあるように生真面目な性格だったのかもしれませんが、パソコンや携帯は母国の家族とのコミュニケーションや技能実習生同士の情報交換の道具として有効なものでありながら、協同組合や会社では問題を起こす元として禁止しているケースもあります。フィリピン人の場合、「教会に行っていけない」との命令もあります。

【家族の様に技能実習生を迎える業者も多い】

こうした思いを持って技能実習生に接することには問題がないとも言えません。留学生など直接利害関係のない外国人であれば好ましいことと言っても、技能実習生は自分が雇用する労働者であるという面もあるため、このあたりのことがしっかり区別できていれば問題はありません。これまでの経験からこの区別が出来ていないためトラブルが発生するケースもあります。今回の事件の報道を見ても「食事に招いた」とか「お米を送ってあげていた」とかの報道もありました。会社との交渉の中で、「食事に連れて行ったり、良くしてやったのに、なぜ残業代を請求してくるのか」と不満を募らせる経営者もあります。お弁当屋さんでの例でみると、ここは一切残業代を支払っていませんでした。いざ残業代の交渉に入ると、食事を食べさせていた、帰宅時には程度の良いお弁当を持たせていたといえます。日本人のパートさんも程度は別としても同様に弁当を持って帰っていたそうです。彼女たち(フィリピン人)にすると有難迷惑で、口に合わなかったのか食わずに日本人にあげていたといえます。残業代未払の問題になるとこのお弁当代を金額換算して返せと言ってきました。好意を示しているのだから残業代は支払わなくてよいと考え違いしたのかもしれませんが。

【経営者に対する恨み】

仕事への取り組みについては経営者と労働者では見方が違って当然でしょう。同じ会社の人には、「これまでの中国人実習生よりも作業は遅い印象があるが、やるべきことはきちんとやっていた」と評している一方、被害者は、「「日本人の従業員と同じくらいまじめにはたらいてほしい」と周囲に不満を漏らし、厳しく指導をしていたという」との記事もあります。事件の原因は「経営者への恨み」とされていますが、この恨みとは仕事上の叱責に対するものだけだったのでしょうか。「陳容疑者が川口さんと日常的に言い争う姿を従業員らが目撃。」との記事もありました。一方的に叱られていたのではなく、言い争いがあったとすれば仕事上だけの問題ではなく、賃金や有給休暇等の問題をめぐる諍いがなかったのかと考えてしまいます。

【広島県が就労環境調査へ】

広島県が就労環境調査を実施することになったのは、「陳容疑者が重労働に不満を募らせたことが事件の背景とされるためだ。」とあります。「カキ養殖を学ぶための研修」や「お金を稼ぐため」との目的意識がはっきりしていれば重労働自体は何ら問題にならないと考えられます。むしろその言葉に隠されている意味は、賃金の支払い年次有給休暇など労働契約が順守されていたの

かといった労働問題や住環境等の人権問題としてとらえていかなければあまり意味がないのではないのでしょうか。

【日系フィリピン人の問題】

江田島、音戸、倉橋や廿日市辺りのカキ養殖業には日系フィリピン人も多数います。あるカキ養殖・加工を行っている水産会社には、技能実習生はおらず、40名を超える日系フィリピン人が働いています。技能実習生はまだ研修制度という枠組みで守られているところがありますが、彼らにはそうしたものがなく、社会保険や労働保険は無視されています。国民健康保険への加入等日本での生活するためのアドバイスもなく、行政から送られてきた国民健康保険料納付書等もそのまま放置されています。この人たちの問題は表に出ることはありませんが技能実習生よりもこちらの方がより問題が多いのではないかと感じています。

ケラメイコス

定窯白磁碗

280円のお碗、実は北宋の名磁器 NY、2億円で落札



ニューヨーク州に住む家族が3ドル（約280円）で購入した磁器の碗（わん）が中国の北宋時代（960～1127年）の名器とわかり、19日に22万5千ドル（約2億1千万円）で落札された。

競売にかけられたのは定窯（ていよう）の白磁碗。直径が13・4センチで、内側にはハスの花、外側には葉の模様が彫られている。競売を実施したサザビーズによると、同じような模様と大きさの碗は、ロンドンの大英博物館が所蔵している一つしか確認されていないという。

所有していた家族は2007年にガレージセールで購入し、自宅に飾っていた。最近になって価値が気になり、専門家に鑑定してもらったという。【ニューヨーク＝中井大助】【朝日新聞】

こんなこともあるのかとびっくりする記事ですが、テレビの画像で見た感じでは今一つのような感じを持ちました。実際に実物なりしっかり取られた写真でなければ何とも言えませんが、私たちが普通定窯と聞けば、中国宋の時代の官窯、哥窯、汝（官）窯、定窯、鈞窯の五大名窯の一つであり、優れた白磁を焼いた窯で、真っ白ではなく右の写真（重要文化財・大阪市立東洋陶磁美術館）のようなアイボリーホワイトの色合いで、器面には片切彫や型押しした文様が施されているものを思い浮かべます。オークションの作品は真っ白のようであり、蓮弁が彫られ、上端は伏せ焼するために釉薬がはがされたままとなっています。右の写真の上端部は黒くなっていますが、これはこの露胎となった部分に銀の覆輪が施されているためです。古い天目茶碗など見ると金や銀の覆輪でおおわれているのは、露胎のままでは口当たりか悪いための措置です。



白磁刻花蓮花文洗 定窯 北宋時代

ヤフーのオークションを眺めていると話題の作品と似たようなものは時々見かけます。時代がどうかまた定窯で焼かれたものかは別としていろいろなモノを見ていろいろ調べながら素人談義にふけるのも頭の体操でいいことではないのでしょうか。ただ買って手に取ってみなければそのものの持つ良さが分からないからと手元に置けばガラクタの山を築いてしまうので買うものは一定の範囲に限定しておかなければいけません。それも難しいところが骨董好きの悲しさかもしれません。

本の紹介

楽園のカンヴァス

原田マハ 著 新潮社 1,600円

本屋さんが売れ筋の本や自分自身が面白いと感じた本を毎年投票で本屋大賞を選定しています。その2013年の大賞候補となったコーナーにあった本でした。たまたまページ



をめくっていると画家アンリ・ルソーの作品(左の絵)を題材にしていたため買って帰りました。この画家に関心を持ったことはありませんでしたが、ひろしま美術館に「要塞の眺め」という絵が常設展示されているので名前は頭の中にあっても色彩が豊かでないというイメージで考えていました。実際はそうではなく、その絵が例外なのか色彩豊かな楽しい絵を沢山描いています。この本の題材になっているのは代表作の「夢」でした。この本では「夢を見た」と

名付けられた知られざる同じ絵がもう一枚あり、その真贋を判定するため二人の若手キュレーターが所有者に呼ばれて真贋の判定をし、その作品についての講評を競いあい、所有者がよりすぐれた講評をした方にこの絵の後見人として「取扱い権利」を譲渡するというものです。

キュレーターの一人は若い新進気鋭の日本人女性、もう一人はアメリカ人の若手の男性キュレーターです。この鑑定・講評のためにはこの絵にまつわるルソーを描いた7章からなる古書を毎日1章ずつ読むことが義務付けられ、読み終わった後に講評します。

当然ミステリー小説ですから、それ以外の登場人物がいろいろ動き回っており、終盤になるに従い小説の展開に関与してきます。こうした動きや、そこで蠢いている理由またこの作品が今後どのような経過をたどるのかなども面白いのですが、それ以上に二人が毎日読まされる物語の内容に心が引かれてしまいます。ルソーという画家はどのような人物だったのか、その生き様を詳しく知りたくなりました。何も考えずに読み進められるので疲れた時の清涼剤として楽しみました。

言葉

Dream as if you' ll live forever

Live as if you' ll die today

Johnny Cash - Spiritual の最後に記載されていた言葉

<http://www.youtube.com/watch?v=RLSJntvkgLk>

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成25年 4月 1日 発行